

高速道路点検診断資格試験・更新講習の中止に伴う措置について

1. 資格試験・更新講習中止に伴う有効期限の取扱いについて

①平成27年度講習修了者で、高速道路点検診断士（土木・施設）・高速道路点検士（土木・施設）・高速道路点検士補（土木・施設）資格に「資格登録」されていない方

- ・有効期限を「2022年3月31日」と（読替え）します。
- ・有効期限の読替えに伴う手続きは、ありません。
- ・有効期限の読替えに伴う「修了証」及び「証明書等」の発行は致しません。
- ・平成27年度講習修了者で、高速道路点検診断士（土木・施設）、高速道路点検士（土木・施設）、高速道路点検士補（土木・施設）へ資格への切替を行うためには、令和3年度の更新講習を修了し、令和3年度の資格登録が必須となります。
- ・令和3年度の更新講習を修了しない場合、又は更新講習を修了しても資格登録しない場合は、令和4年度以降に資格登録することができません。

②資格の有効期限が、「2021年3月31日」の方

- ・有効期限を「2022年3月31日」に読替えます。
- ・有効期限の読替えに伴う手続きは、ありません。
- ・有効期限の読替えに伴う「資格者証」及び「証明書等」の発行は致しません。
- ・有効期限を延長させるためには、令和3年度の更新講習を修了し、令和3年度の資格登録が必須となります。
- ・令和3年度の更新講習を修了しない場合、又は更新講習を修了しても資格登録しない場合は、資格は停止します。資格停止後3年以内（令和6年度：2025年度）であれば、更新講習を修了し、その年度に限り再登録することができます。資格停止後3年を超えた場合は、再登録することができません。

③資格の有効期限が、「2022年3月31日」以降の方

- ・有効期限の読替え等の措置はありません。

2. 資格登録について

●令和2年1月22日の規約改定（令和2年4月1日施行）に伴い、試験合格後3年以内に資格登録を行わないと資格登録ができなくなりました。

①平成28年度の合格者で、「資格登録」されていない方

- ・平成28年度資格試験の合格者にあつては、令和2年3月31日をもって、3年の登録期限が過ぎますが、特例措置として、令和3年度の更新講習を修了する条件を付して、令和3年度に資格登録することができることとします。
- ・令和3年度更新講習を修了しない、あるいは、更新講習を修了しても登録手続きをしない場合は、令和4年度以降に資格登録することができません。

②平成29年度の合格者で、「資格登録」されていない方

- ・平成29年度資格試験の合格者は、令和3年3月31日をもって、3年の登録期限が過ぎますので、今年度の資格登録をお願いします。

③平成29年度以降の合格者で「資格登録」されていない方、かつ資格試験の受験を予定されている方

- ・資格登録を行わないと資格保有者として認められません。未登録の合格者は、令和3年度以降の資格試験において、「令和元年度 受講・受験案内書」の受講・受験区分「新規」と同様（資格に必要なすべての科目の受験が必要になります）に取扱う予定です。令和3年度に受験を予定されている場合は、今年度に資格登録することをお勧めします。